

告 示

埼玉県監査委員告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和二年六月二十六日

埼玉県監査委員	山本光紀
埼玉県監査委員	小山彰
埼玉県監査委員	神尾高善
埼玉県監査委員	白土幸仁

1 監査結果に関する報告

(1) 監査の対象事務

平成30年度・令和元年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 69機関

所管部局	監査対象機関
企画財政部	南西部地域振興センター、利根地域振興センター
総務部	朝霞県税事務所
危機管理防災部	消防学校
福祉部	西部福祉事務所、越谷児童相談所
保健医療部	朝霞保健所、鴻巣保健所、坂戸保健所、狭山保健所、幸手保健所
農林部	川越農林振興センター、中央家畜保健衛生所
県土整備部	杉戸県土整備事務所
都市整備部	大宮公園事務所
教育局	さきたま史跡の博物館、上尾鷹の台高等学校、上尾橋高等学校、上尾南高等学校、入間向陽高等学校、浦和第一女子高等学校、浦和東高等学校、大宮工業高等学校、小川高等学校、越生高等学校、北本高等学校、久喜高等学校、久喜工業高等学校、鴻巣高等学校、鴻巣女子高等学校、越谷総合技術高等学校、越谷東高等学校、越谷南高等学校、坂戸高等学校、坂戸西高等学校、白岡高等学校、進修館高等学校、誠和福祉高等学校、所沢高等学校、所沢北高等学校、所沢商業高等学校、所沢中央高等学校、蓮田松韻高等学校、羽生高等学校、羽生実業高等学校、羽生第一高等学校、吹上秋桜高等学校、松伏高等学校、三郷高等学校、三郷北高等学校、八潮高等学校、八潮南高等学校、鷲宮高等学校、蕨高等学校、上尾特別支援学校、行田特別支援学校、越谷特別支援学校、特別支援学校坂戸ろう学園、蓮田特別支援学校、和光特別支援学校、和光南特別支援学校
警察本部	警察学校、蕨警察署、朝霞警察署、鴻巣警察署、西入間警察署、小川警察署、行田警察署、羽生警察署

(3) 監査実施日

令和2年1月21日～令和2年2月4日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合规性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行(以下「事務事業の執行等」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

(ア)事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの

(イ)事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

(ア)事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの

(イ)事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
教育局	鷺宮高等学校	令和元年度の「浄化槽清掃業務委託契約」について、7月25日に実施した浄化槽清掃業務(全4回中1回目)の業務完了報告書の速やかな提出を求めず、完了検査が履行日から2か月以上遅れてしまったことは不適切であった。

イ 注意事項

該当なし